

教 職 第 9 3 7 号
令和4年（2022年）8月17日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁教職員局教職員課働き方改革担当課長
北海道教育庁教職員局福利課長

北海道における「B A. 5 対策強化宣言」について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、各道立学校長あて通知しましたので、お知らせします。

〔 教職員局教職員課サービス制度係
教職員局福利課健康管理係 〕

(写)

教 職 第 9 3 7 号
令和4年(2022年)8月17日

各道立学校長 様

教育部長

北海道における「B A. 5対策強化宣言」について(通知)

8月9日に開催された、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第121回本部会議において、全国的にB A. 5系統を中心とする感染が拡大する中、帰省など人の移動が活発化することで感染者数や入院患者数が更に増加することも懸念されることから、道民の皆様や事業者の方々とともに、認識を共有し取組の強化を図るため、北海道における「B A. 5対策強化宣言」を行い、それぞれの役割を果たしながら「夏の感染拡大防止パッケージ」として、集中的な取組を展開していくこととされたところです。

については、各所属においては、別添の「夏の感染拡大防止パッケージ」の取組について、改めて所属職員に周知をお願いします。

また、地域の感染状況を踏まえ、業務への影響も懸念されることから、今一度、授業、部活動や各種行事等の教育活動を継続するため業務継続計画の再確認を行うようお願いします。

総務政策局総務課人事係
教職員局教職員課サービス係
教職員局教職員課福利課健康管理係

夏の感染拡大防止パッケージ

集中取組期間 令和4年8月10日～31日

対象地域 全道域

令和4年8月9日
北海道

1

全国的にBA.5系統を中心とする感染が拡大する中、本道の新規感染者数も直近では8月5日に過去最多を更新している。今後、お盆の時期を迎え、帰省など人の移動が活発化することで感染者数や入院患者数が更に増加することも懸念される。こうした見通しの下、先を見越した対応を、今、進めていくことが重要であり、道民の皆様や事業者の方々と認識を共有していく必要がある。

道としては、感染リスクが高まる時期に向け、こうした認識の共有と取組の強化を図るため、北海道における「BA.5対策強化宣言」を行い、道、道民、事業者がそれぞれの役割を果たしながら、『夏の感染拡大防止パッケージ』として、集中的に取組を展開する。

取組①

▶重症化リスクの高い**高齢者等**を**確実に医療につなげていく**

保健・医療提供機能の十分な発揮

取組②

▶**新規感染者を抑制し、高齢者等への感染を防いでいく**

感染防止行動の徹底とワクチンの接種

取組③

▶感染拡大の中、**事業活動等への影響を抑えていく**

感染防止対策と社会経済活動の両立

2

取組①

の主なもの

保健・医療提供機能の十分な発揮

—道の取組—

①保健所の対応力の強化

- 感染者数に応じ、民間委託した健康観察業務の対応可能件数を増強
- 感染者数の増加に対応するよう、健康相談センターの体制・機能を強化

②検査・外来体制の確保

- 発熱外来の機能を維持するため、抗原定性検査キットの活用促進に向けた体制整備を加速
- 主要な駅・空港の無料検査事業所の利用促進に向けた広報を展開

③医療・療養体制等の充実・強化

- 病床使用率が高い圏域の即応病床を8月12日にフェーズ3に引き上げ
その他の圏域についても、状況の変化に応じ、対応
- 自宅療養者に食品や日用品を安定的に届けるため、配送能力を向上
- 地域のワクチン接種状況に応じた集中的・効果的な広報啓発を展開

3

取組②

の主なもの

感染防止行動の徹底とワクチンの接種

—道民の皆様、道内に滞在される皆様の取組—

①基本的な感染防止行動の徹底と感染への備え

- お盆の時期は人と人との接触の機会が増える時期であることから、混雑している場所や感染リスクの高い場所はできる限り避けて行動
- 感染した場合に備え、解熱剤や3日間程度の食料等を用意

②高齢者施設・学校・保育所等の感染防止対策の徹底

- 高齢者施設等において、保健所をはじめ道・市町村の関係部局と連携し、感染管理や医療に関する支援体制を確保
- 学校では、8月下旬から新学期が始まり、教育活動等が活発化することから、感染防止対策を徹底

③ワクチンの接種

- 地域のワクチン接種状況に応じた集中的・効果的な広報啓発を展開(再掲)
- 帰省する方などと会う高齢者等や、夏休み中の若年層の方は、接種を積極的に検討

4

①事業継続計画の再確認

- 事業継続計画(BCP)の策定、点検など、事業継続に向けた取組を実施
- 在宅勤務(テレワーク)等の取組の推進

②各事業者における感染防止対策の徹底

- 業種別ガイドラインを遵守
- 観光地など人が集まる場所での適切な換気や入場者の整理など感染対策を徹底

③利用者との協力による感染防止対策の徹底

- 道の事業展開を通じた事業者と利用者双方における感染拡大防止の取組の普及・定着

※「どうみん割」、「ほっかいどう認証店応援クーポン」、「ぐるっと北海道公共交通利用促進キャンペーン」

5

夏の感染拡大防止パッケージの 取組内容

6

取組1 の内容

保健・医療提供機能の十分な発揮

―道の取組―

①保健所の対応力の強化

◆：道が医療機関や関係団体等と連携し、実施

- ◆重症化リスクのある方の健康観察や医療調整を確実にを行うため、感染者数に応じ、民間委託した健康観察業務の対応可能件数を増強
- ◆感染者数の増加に対応するよう、健康相談センターの体制を強化
- ◆外国人旅行客に対応するよう、健康相談センターの多言語対応など機能を強化
- ◆療養者の急増に対応するよう、療養証明書発行業務を本庁に順次、集約・一元化
- ◆振興局からの応援体制を構築、必要な会計年度任用職員を確保

②検査・外来体制の確保

◆：道が医療機関や関係団体等と連携し、実施

- ◆発熱外来の機能を維持するため、抗原定性検査キットの活用促進に向けた体制整備を加速
- ◆帰省等の時期に設置されている主要な駅・空港の無料検査事業所（8箇所）の利用促進に向けた広報を展開
- ◆発熱外来の混雑回避など医療機関への負荷を軽減するため、健康相談センターの積極的な利用の呼びかけ
- ◆診療・検査医療機関の更なる拡充に向けて取組を行っている医師会等と連携し、集中的な働きかけ
- ◆無料検査登録事業所の更なる拡充に向け、関係団体や市町村に集中的な働きかけ

7

③医療・療養体制等の充実・強化

◆：道が医療機関や関係団体等と連携し、実施

- ◆今後の入院患者の増加に備え、病床使用率が高い道央圏・十勝圏の即応病床のフェーズを8月12日に最も高いフェーズ3に引き上げ
- ◆その他の圏域についても、状況の変化に応じ、適切なタイミングでフェーズ3に引き上げ、必要な即応病床を確保
- ◆救急外来及び救急車の利用は、必要な場合に限るよう呼びかけ
- ◆自宅療養者に食品や日用品を安定的に届けるため、1日あたりの配送能力を向上
- ◆自宅療養者の急増に対応するため、外来やオンライン診療、訪問診療等を行う医療機関の確保に向けた集中的な働きかけを実施（R4.6月現在：803医療機関）
- ◆経口治療薬をより速やかに提供するため、地域の医療機関や薬局に対し、登録機関の確保に向けた集中的な働きかけを実施
（ラゲブリオ R4.7月現在：2,104機関、パキロビッドパック R4.7月現在：1,068機関）
- ◆自宅療養者の症状に応じた適切な医療を行うため、必要なパルスオキシメーターを確保及び提供（道立保健所分：40,120個 必要に応じ追加整備）
- ◆宿泊療養者の増加に備え、宿泊療養施設の開設に向け、ゾーニングや医療スタッフの確保などの準備を加速
- ◆ワクチン接種を促進するため、地域の接種状況に応じた集中的・効果的な広報啓発を展開
- ◆接種対象者の拡大（医療従事者・高齢者施設の従事者等）等の円滑な接種が進むよう、市町村における4回目接種の取組を支援
- ◆北海道ワクチン接種センターでの接種を着実に実施し、多様な接種希望者に対応

8

取組② の内容

感染防止行動の徹底とワクチンの接種

— 道民の皆様、道内に滞在される皆様の取組 —

① 基本的な感染防止行動の徹底と感染への備え

日常生活

- 三密回避、人との距離確保、マスク着用、手指消毒、換気を徹底
- お盆の時期は人と人との接触の機会が増える時期であることから、混雑している場所や感染リスクの高い場所ではできる限り避けて行動。特に重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方、そうした方々と会う方の双方が慎重に行動
- 重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方、そうした方々と会う方の双方が基本的な感染防止対策を徹底
- 他の都府県への移動に際しては、基本的な対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控える
- 感染した場合に備え、解熱剤や3日間程度の食料等を用意

飲食

- 短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用。特に大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底
- 北海道飲食店感染防止対策認証店等を利用し、飲食店等の感染防止対策に協力

検査等

- 感染に不安を感じる時は、ワクチン接種の有無にかかわらず、検査を受ける。(無症状の方に限る)
- 帰省等で重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方に会う際には、事前に検査を受け、陰性を確認
- 発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、医療機関を受診

9

② 高齢者施設・学校・保育所等の感染防止対策の徹底

高齢者施設等

- 感染拡大が続いていることから、高齢者等と面会する際は、オンライン面会を実施するなど「介護現場における感染対策の手引き」等に基づく対応を徹底するとともに、保健所をはじめ道・市町村の関係部局と連携し、感染管理や医療に関する支援体制をより一層確保
- 感染状況に応じ職員の頻回検査を行うとともに、体調管理を徹底し、体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保
- 感染の発生に備えた研修を実施するとともに、希望する職員のワクチン接種等が進むよう配慮

学校

- 8月下旬から新学期が始まり、教育活動等が活発化することから、衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動等における感染防止対策を徹底し、それでもなお感染リスクが高い活動は、実施を慎重に検討
- 感染状況に応じた教職員の頻回検査等の実施
- 宿泊を伴う教育活動(修学旅行、宿泊学習等)は、感染防止対策を徹底するほか、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施
- 部活動は、活動(時間、人数、場所、内容)を厳選するとともに、健康状態の多重チェックなど、感染防止対策を徹底し、これによりがたい場合は休止。また、対外試合等は、各競技団体等の感染防止ガイドラインに基づき、移動や更衣等の場面も含めて感染防止対策を徹底の上、実施
- 大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応。また、学外活動等に係る感染防止対策や学生等への注意喚起を徹底

10

②高齡者施設・学校・保育所等の感染防止対策の徹底

保育所等

- 「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づき、基本的対策を徹底するとともに、発熱等の症状がある児童の登園自粛等を徹底
- 感染状況に応じ職員の頻回検査を行うとともに、体調管理を徹底し、体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保
- 感染の発生に備えた研修を実施するとともに、希望する職員のワクチン接種等が進むよう配慮

③ワクチンの接種

◆：道が医療機関や関係団体等と連携し、実施

<ワクチン接種の呼びかけ>

- ・帰省する方などと会う60歳以上の高齢者等接種の対象となる方は、重症化予防のため、積極的に4回目接種をご検討ください
- ・特に若年層の方は、夏休み期間を活かした3回目接種を積極的にご検討ください

<道としてワクチン接種の促進に向けた取組(再掲)>

- ◆ワクチン接種を促進するため、地域の接種状況に応じた集中的・効果的な広報啓発を展開
- ◆接種対象者の拡大(医療従事者・高齢者施設の従事者等)等の円滑な接種が進むよう、市町村における4回目接種の取組を支援
- ◆北海道ワクチン接種センターでの接種を着実に実施し、多様な接種希望者に対応

11

取組③ の内容

感染防止対策と社会経済活動の両立

—事業者の方々の取組—

①事業継続計画の再確認

- 感染拡大が続いている中、事業活動への影響を最小限に抑え、迅速な事業の再開を目指す事業継続計画(BCP)の策定、点検など、事業継続に支障が起きないための必要な取組を実施
- 在宅勤務(テレワーク)等の取組を推進

②各事業者における感染防止対策の徹底

- 業種別ガイドラインを遵守。特に飲食店等では、感染防止対策チェックリスト項目を遵守
- 観光地など人が集まる場所での感染対策を徹底
〔適切な換気、手指消毒設備の設置、入場者の整理・誘導、発熱者の入場禁止、入場者のマスク着用等の周知 等〕

③利用者との協力による感染防止対策の徹底

◆：道が関係団体等と連携し、実施

- ◆道の事業展開を通じた事業者と利用者双方による感染拡大防止の取組の普及・定着
- 北海道飲食店感染防止対策認証制度(第三者認証制度)の認証の取得

事業名	事業概要	感染拡大防止に取り組む事業者
どうみん割	道民と東北6県民の旅行者を対象とした旅行商品の割引に対し支援	宿泊事業者
ほっかいどう認証店応援クーポン	プレミアム付き食事券の販売により認証店を支援	第三者認証店
くると北海道公共交通利用促進キャンペーン	割引乗車券等の割引相当額を補助	交通事業者

12

イベントの開催についての要請

人数上限は、人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とします。(両方の条件を満たすことが必要)

感染防止安全計画	人数上限	収容率	
策定なし	5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方	大声なし	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)
		大声あり	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)
策定あり	収容定員まで	100%以内(大声なしが前提)	

※ 大声とは、「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当

※ 感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載(参加人数が5,000人超であって収容率50%超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出)

※ イベントの開催制限に係る詳しい内容については、道ホームページをご覧ください。